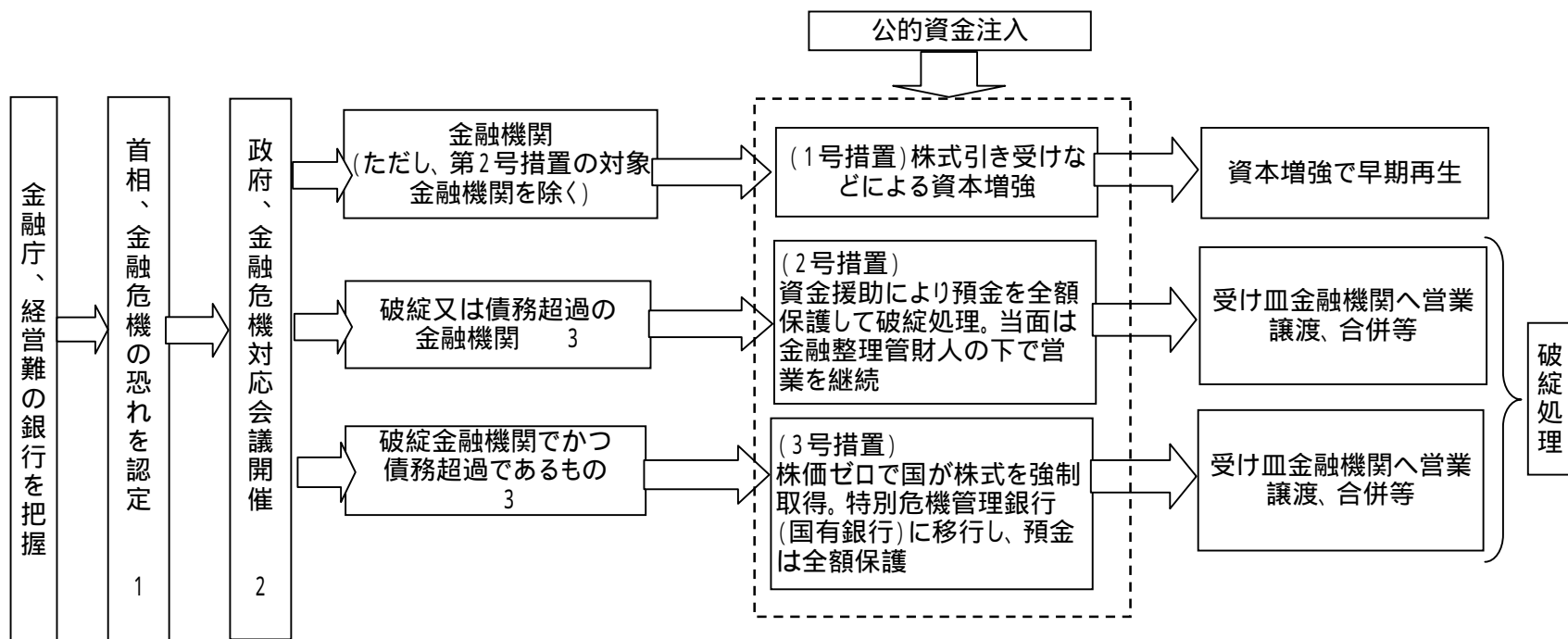


## 預金保険法第102条に基づく公的資金注入の仕組み



- 1 金融機関は、その財産をもつて債務を完済することができないとき又はその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて、内閣総理大臣に申し出なければならない。(預保法第74条第5項)
- 2 金融危機対応会議  
金融システムや決済機能が危機的な状況にならないよう、政府・日銀が対応策を検討、協議する会議。会議は首相が「国や地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じる恐れがある」と認定すれば召集できる。会議のメンバーは、首相(議長)、官房長官、金融担当大臣、金融庁長官、財務大臣、日銀総裁。
- 3 破綻金融機関  
業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。(預保法第2条第4項)